

【Q 監事の理事会への出席】

Q 監事が理事会に出席し、発言及び議決に加わることができますか。

A

定款準則第11条の規定により、監事は必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べることができるとされているが、議決に加わることはできません。

評議員会を設置している場合も、これに出席して意見を述べるすることができます。

監事の職務権限は、法人内部にあって、理事の業務執行を監査する機関であり、理事のように対外的な代表権はありません。